

令和7年度（2025年度）上益城地域観光推進協議会 観光物産展実施事業業務委託 仕様書

1 業務名

令和7年度（2025年度）上益城地域観光推進協議会観光物産展実施事業業務

2 事業内容

上益城地域観光推進協議会（以下「当協議会」という。）は、熊本地震やコロナ禍より回復しつつある上益城地域経済の更なる活性化及び上益城管内への観光誘客促進を図ることを目的として、次の事業を実施する。

（1）観光物産展の実施

（2）観光物産展に係る広報展開

3 委託期間 契約締結の日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

4 業務委託概要

（1）観光物産展の実施

①日時 契約締結の日から令和8年（2026年）3月8日（日）までの間で
2日間程度

②場所 びふれす広場（熊本市中央区上通）または熊本市中心市街地

③概要

- ・ イベントの内容や広報面での充実を図り、上益城地域の特産品等の展示・販売及び観光PRを行う。
- ・ ブース数は、観光PR1ブース、物販8ブース以内とする。

④受託者の業務

ア 観光物産展全体の運営

- ・ 準備から実績報告まで企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- ・ 契約後、業務委託全体の詳細な工程表を作成し、提出すること。

イ 準備

- ・ 会場管理者への使用料の支払いを行うこと。
- ・ 会場管理者及びその他関係者に対して、随時、物産展実施に係る打合せ、協議を行うこと。
- ・ 発電機、電気ケーブル等の設備設置等の取扱いについては、会場管理者、当協議会及び受託者で協議する。
- ・ 電気使用に係る消防署協議を行うこと。また、当日の事故等が起こらないよう十分な安全対策を行い、必要に応じて、事前に関係機関と協議を行うこと。
- ・ 電気、水道の使用その他出展に必要な事項について、出展者からの申請の取りまとめや出展者への指示・連絡を行うこと。

- ・必要に応じて、法令に基づく許認可手続きを行うこと。
- ・出展者への連絡等事前準備に係る業務全般を行うこと。ただし、出展者募集及び決定に係る事務は当協議会が行う。
- ・特産品の展示・販売に係る出展料は無料とする。
- ・当協議会を被保険者とする施設賠償責任保険(損害保険)に加入すること。
- ・当協議会と協議の上、出展要項を作成すること。
- ・保健所への臨時営業許可に係る申請は出展者が各自で行うこととする。

ウ 会場設営、撤収

- ・会場設営、撤収に係る業務全般を行うこと。
- ・1ブースあたりの広さは観光PR、特産品の展示・販売に必要な広さとする。
- ・ブースの設置は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び熊本県特定食品衛生条例(昭和50年7月1日条例第25号)に基づく食品臨時営業許可の基準を満たすものであること。
- ・会場の設営及び撤去は、会場管理者と必要に応じて打合せのうえ実施すること。
- ・出展者の商品搬入・搬出は出展者各自で行うこととし、会場管理者及び当協議会と打合せのうえ、出展者に必要な指示を行うこと。

エ 観光物産展当日の運営

- ・出展者、その他関係者からの問い合わせ等に対応するため、必要な人員を配置すること。
- ・ブースへの呼び込みや観光PR等を行うためのプロモーションスタッフを2名配置すること。
- ・想定外の突発的事項が発生した場合、当協議会へ報告するとともに、会場責任者等関係機関と協議を行うなど、主体的かつ適切に対応すること。

オ 観光物産展後の出展者アンケート

- ・観光物産展後に出店者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

(2) 観光物産展に係る広報展開

テレビ、新聞等のメディアやインターネット、SNS等を活用し、ターゲット(熊本都市圏のファミリー層)に訴求し、イベントへの誘客及び観光客誘致・特産品PRに資する広報展開を実施すること。

5 守秘義務及び個人情報の保護

受託者は、当協議会が承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当委託業務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

また、特に個人情報に関わる情報の取扱いについては、当協議会の指示に基づくものとする。

6 著作権

当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて当協議会に帰属するものとし、当協議会が施策の推進に必要なものに使用できることとする。また、受託者（著作者含む）は、当協議会の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。

7 成果品及び納期

No.	成果品	部数	納期
1	業務実績報告書	1 部	令和8年（2026年） 3月13日（金）
2	観光物産展の開催状況写真	1 部	
3	各種広報媒体	1 部	
4	1～3の電子データ	1 部	
5	観光物産展の施設賠償責任保険（損害保険）の保険証券	1 部	

8 留意事項

- ・受託者は、当協議会と十分な連携のもとに受託業務の円滑な遂行に努めること。